

品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業実施要綱

制定 平成 27 年 3 月 26 日 区長決定
要綱第 153 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日 要綱第 98 号
改正 令和 3 年 11 月 30 日 要綱第 334 号

(目的等)

第 1 条 この要綱は、品川区内の認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)が入居者に対して家賃の減額(以下「家賃減額」という。)を実施した事業者に対して、減額に要した費用を補助することにより、入居者の経済的負担の軽減を図り、もって、低所得者の円滑な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

2 品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業(以下「家賃助成事業」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、品川区補助金等交付規則(昭和 39 年品川区規則第 4 号。以下「規則」という。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 要介護認定者等 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 27 条に規定する要介護認定を受けた者および法第 32 条に規定する要支援認定を受けた者のうち要支援状態区分が要支援 2 の認定を受けた者をいう。
- (2) 区民税非課税世帯 当該年度(4 月から 6 月までの間においては前年度)における区民税が世帯主およびすべての世帯員について課されていない世帯をいう。
- (3) 認知症対応型共同生活介護 法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。
- (4) 介護予防認知症対応型共同生活介護 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

(家賃助成事業の対象者)

第 3 条 グループホームが実施する家賃を減額する者のうち、家賃助成事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、当該年度において区民税非課税世帯に属し、家賃助成対象者本人の前年の合計所得金額および課税年金収入の合計が 120 万円以下で、当該年度の前 2 年度において介護保険料を滞納していない者とする。

(家賃減額実施事業所)

第 4 条 家賃助成事業により助成を受けることができるグループホームを運営する事業所は、認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を受けた事業所であって、家賃減額を実施するために必要な規程を備え、認知症

高齢者グループホーム入居者家賃減額実施届出書（第1号様式）によりあらかじめ区長に届け出たグループホーム（以下「家賃減額実施事業所」という。）とする。

（助成する額）

第5条 助成する額は、入居者1人につき1カ月24,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に入居または退居等により入居期間が1カ月に満たない入居者の場合において、当該グループホームが1カ月の家賃を日割りにより計算をする場合にあっては、当該入居者の入居日数に応じて1日につき800円とする。

（周知）

第6条 家賃減額実施事業所は、既に入居している利用者および新規に入居を希望する者等に対して、家賃減額の制度および家賃減額が適用となった場合には、減額の全部または一部については、品川区からの助成を受けて実施するものである旨の周知に努めなければならない。

（助成対象者の確認）

第7条 家賃減額実施事業所は、家賃の減額の申請があった当該利用者について、第3条に規定する家賃減額の対象者の要件に該当するか否かをグループホーム家賃減額の実施に伴う対象者の確認申請書（第2号様式）により区に照会するものとする。

2 区長は、前項によるグループホームからの照会に対して、速やかにグループホーム家賃減額の実施に伴う対象者の確認申請に対する回答書（第3号様式）により回答するものとする。

（助成金の申請）

第8条 家賃減額実施事業所は、前条の規定による確認後、家賃減額の対象者を決定したときは、品川区認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付申請書（第4号様式）を決定した月の翌月5日までに区長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第9条 区長は、前条による申請を受理したときは速やかに内容等を審査・決定し、品川区認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付決定通知書（第5号様式）により申請の家賃減額実施事業所に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 この助成金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- （1） 助成対象事業の内容を変更できないこと。
- （2） 助成対象事業の執行が困難になったときは、速やかに区長に報告するものとし、補助対象事業の執行を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならないこと。
- （3） この助成金の交付決定後における特別な事情により変更の必要が生じたときは、この交付の全部または一部を取り消しすることがあること。
- （4） 次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、そ

の返還を命ずることがあること。また、助成金の額の確定があった後においても同様とすること。

ア この助成金を他の用途に使用したとき。

イ 助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこれに基づく区長の処分に違反したとき。

ウ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

- (5) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を区に納付しなければならないこと。

(変更交付申請)

第 11 条 第 9 条および前条の規定により助成金交付の決定を受けた家賃減額実施事業所は、助成金交付の決定を受けた後において、申請の内容に変更が生じたときは、品川区認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付変更申請書（第 6 号様式）および変更内容がわかる資料を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項による申請があったときは、改めて第 9 条の規定により交付決定を行うものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 第 9 条または前条の規定により助成金の交付決定を受けた家賃減額実施事業所は、品川区認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付請求書（第 7 号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項による請求を受理したときは、速やかに内容等を審査し、家賃減額実施事業所に助成金を交付するものとする。

- 3 区長は、前項に規定する審査において、対象者でないものが含まれているなど対象要件を欠いていることを認知したとき等により、交付決定の内容に変更が生じる場合は、直ちに職権により交付決定の変更を行うとともに、家賃減額実施事業所に対して交付請求書の再提出を求めるものとする。

- 4 前項の規定により交付決定の変更を受けた家賃減額実施事業所は、その指示に従い交付請求書を再度提出するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

年 月 日

品川区長あて

(施設名)
(運営法人)
(代表者職・氏名)

認知症高齢者グループホーム入居者家賃減額実施届出書

標記について、当グループホームにおいて、家賃減額を実施するので届出します。
なお、家賃の減額については、別紙のとおり規程を定めています。

記

1. 対象事業所 (事業所名)

(事業所所在地)

2. グループホームが定める家賃 月額 _____円

3. 減額の内容

減額の対象種別	内容	減じる額の上限	減額後の家賃
家賃(1)	規程により承認した利用者1人につき1カ月の家賃を右の金額を上限として減額する。	24,000円	円
家賃(2)	規程により承認した利用者の入居期間に応じた日割り計算を行う場合には、1日につき右の金額を上限として減額する。	800円	—

4. 添付資料 (施設が定める家賃減額に関する規程等)

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長あて

(施設名)
(運営法人)
(代表者職・氏名)

グループホーム家賃減額の実施に伴う対象者の確認申請書

下記の者について、当グループホームの家賃減額を実施するに当たり、品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業実施要綱第3条（家賃助成事業の対象者）および第7条（助成対象者の確認）の規定に基づき、対象要件を照会します。

記

	申請のあった利用者の被保険者番号	申請のあった利用者の氏名	住所	入居開始日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日
6				年 月 日
7				年 月 日
8				年 月 日
9				年 月 日
10				年 月 日

年 月 日

(施設名)

(運営法人)

様

品川区長

グループホーム家賃減額の実施に伴う対象者の確認申請に対する回答書

年 月 日付にて照会のあったグループホーム家賃減額の実施に伴う対象者の確認については、下記のとおり回答します。

記

	申請のあった 利用者の被保 険者番号	申請のあった 利用者の氏名	申請日	保険者区分	介護保険料 段階区分の 適否	介護保険料の 納付状況	対象の適否
1			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
2			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
3			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
4			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
5			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
6			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
7			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
8			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
9			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外
10			年 月 日	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未納なし	<input type="checkbox"/> 対象
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 未納あり	<input type="checkbox"/> 対象外

品川区長あて

(施設名)
 (運営法人)
 (代表者職・氏名)

品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金
 交付申請書（ 年 月分）

年 月分の当グループホームの家賃減額について、品川区内認知症高齢者
 グループホーム入居者家賃助成事業実施要綱に基づき、助成金の交付を申請します。

記

1. 申請金額 円 _____
 内訳（1）

	家賃から減じる額	対象者数	日割りを行う部分の 総日数	減じる額の総額
日割りを行わない者	24,000円	人		円
日割りを行う者	800円	人	日	円
合計				円

内訳（2）（助成対象者）

	減額対象者の被保険者番号	減額対象者の氏名	減額決定日	減額を承認した 期間	当月における減額後の 家賃	日割りを行う場合の 起算日または終了日および その日数	家賃から減じる額
1			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
2			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
3			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
4			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
5			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
6			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
7			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
8			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
9			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
10			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
合計					円		円

年 月 日

(施設名)
(運営法人)

様

品川区長 印

品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金
交付決定通知書（ 年 月分）

年 月 日付にて申請のあった品川区内認知症高齢者グループホーム
入居者家賃助成事業に係る助成金交付申請（ 年 月分）について、下記のとおり
交付決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額 ¥ _____
内訳

	家賃から減じる額	対象者数	日割りを行う部分の 総日数	減じる額の総額
日割りを行わない者	24,000円	人		円
日割りを行う者	800円	人	日	円
合計				円

2. 交付条件

- (1) 品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業実施要綱第10条の定めによる。
- (2) 本決定以降、先の申請内容に変更が生じた場合には、速やかに同要綱第11条の定めるところにより、所定の手続きを行い、改めて交付決定を受けること。

3. その他 同要綱第12条の定めるところにより、助成金交付請求を行うこと。

年 月 日

品川区長あて

(施設名)
 (運営法人)
 (代表者職・氏名)

品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金
 交付変更申請書（ 年 月分）

年 月 日付けにて交付決定のあった品川区内認知症高齢者グループ
 ホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付決定（ 年 月分）について、当初
 の申請内容に変更が生じたため、下記のとおり変更申請します。

記

1. 既交付決定金額 ￥ _____
 内訳

	家賃から減じる額	対象者数	日割りを行う部 分の総日数	減じる額の総額
日割りを行わない者	24,000円	人		円
日割りを行う者	800円	人	日	円

2. 変更後の申請額 ￥ _____
 内訳

	家賃から減じる額	対象者数	日割りを行う部 分の総日数	減じる額の総額
日割りを行わない者	24,000円	人		円
日割りを行う者	800円	人	日	円

年 月 日

品川区長様

(施設名)

(運営法人)

(代表者職・氏名)

印

品川区内認知症高齢者グループホーム入居者家賃助成事業に係る助成金
 交付請求書（ 年 月分）

年 月 日付けにて交付決定のあった品川区内認知症高齢者グループ
 ホーム入居者家賃助成事業に係る助成金交付決定（ 年 月分）について、下
 記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 ￥ _____

内訳

	減額対象者の 被保険者 番号	減額対象者の 氏名	減額決定日	減額を承認した期 間	当月にお ける減額 後の家賃	日割りを行う場 合の起算日また は終了日および その日数	家賃から 減じる額
1			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
2			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
3			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
4			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
5			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
6			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
7			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
8			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
9			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
10			年 月 日	年 月分～ 年 月分	円	年 月 日 日間	円
合計					円		円